

ける迫害殺戮の主体・行動と論理に関する実証的研究は、ほとんどない。直接的には武装親衛隊（芝 2008）だけである。独ソ戦との関連ではソ連人強制労働（矢野 2005）、それに「ふつうの兵士」の現場体験・野戦郵便分析（小野寺 2015）があるのみ（「戦場の性」についてはミュールホイザー 2015）。

本書は、そうした研究状況においてこれまでに発表して来た諸論文・著書を基礎にして、VEJ の史料で改めて迫害・殺戮の論理と力学について検討し、再検証を行った。

## 2. 犯罪行為主体・勢力の思想構造と闘いの場・状況

しかし、念のために注意しておくべき点は、行為主体の特徴づけとしての「犯罪」、「犯人」、「迫害」、「殺戮」といった用語である。これら表現は、ヒトラー第三帝国に批判的な立場、被迫害者・被抑圧者サイド・敵対的諸勢力からの定義である。あるいは歴史の審判が下った後の表現といつてもいいであろう。しかし、「地獄への道は善意で敷き詰められている」。ヒトラーとその首脳部や親衛隊、第三帝国国家機関に属するものを単純に「犯罪」、「犯人」と規定してしまつては、見るべきことが見えてこない。それでは、行動主体と民衆の内面・主観・信念・思想を適切に表現することはできない。

主体の側から見れば、ことは正反対である。ヒトラーは総統大本営地下壕で自殺直前に、「私がドイツと中部ヨーロッパからユダヤ人を根絶やしにしてしまったことに対して、ひとびとは国民社会主義に永遠に感謝するであろう」（ヒトラー 1991, 127）と。殲滅すると豪語したユダヤ・ボルシェヴィズムのソ連に撃破され、敗退に次ぐ敗退で、逆に東ドイツ全域を占領された。ベルリン包囲下で、ヒトラーは絶体絶命状況となり大本営地下壕において自殺に追い込まれた。すなわち、彼は、主観的意図とはまったく逆の状態（ドイツ民族も多大の犠牲）に置かれてなお、人々に「感謝される」などと強弁しているのである。

ヒトラーを筆頭にゲッベルス、ゲーリング、ハインリヒ・ヒムラーなどナチ党と第三帝国の首脳部、党員大衆には「ドイツのため」、「ドイツ国民のため」、「ドイツ民族のため」というナショナルイズム、国民主義、民族主義があつた。それが彼らの行動を貫く善意・信念であり、彼らを導く主観的論理であつた。それは国民大衆を統合する観念的心的武器であつた。その裏面に思想的必然的構成要素として、一方に第一次世界大戦の「敗戦」に対する被害者意識、他方に自らの民族・人種の優越性の意識、他民族・「劣等民族」の支配を正当化する論理（人種主義の論理）があつた。そうした行動原理の実態を表現するためには民族帝国主義という概念が適切だというのがこの何十年かの私の見地である。しかし、そうした思想体系（ナショナルイズムと帝国主義の融合）は、一九世紀末から第一次世界大戦、ヴェルサイユ体制、そして第二次世界大戦に至る世界の列強（ドイツだけではなくイギリス、フランス、日本）の行動においても多かれ少なかれ貫徹するものであつた（ホブスン 1952, レーニン